

様式(細則 5-2)

令和 2 年 7 月 31 日

浜田市議会議長 川神 裕司 様

議員名 岡 本 正 友 

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 令和 2 年 7 月 22 日 (水) 9:30 ~ 19:00
※出発から帰着まで、移動時間含む

2. 研修内容

セミナー：《議員の資質向上と政務活動費活用策》
講師：三重県地方自治研究センター上席研究員
高 沖 秀 宣 氏

3. 研修先

自治体議会特別セミナー in 松江
松江市 島根県民会館 305 会議室

4. 調査経費 6,630 円

(経費内訳 受講料、移動交通費)

交通費 (高速代乗合せ)	930 円
交通費 (ガソリン代)	700 円
受講料	5,000 円

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



【研修の概要】

○研修名 セミナー：《議員の資質向上と政務活動費活用策》

講師：三重県地方自治研究センター上席研究員 高 沖 秀 宣 氏

○日時：令和 2年 7月22日（水）13：15～16：15

○場所：松江市 島根県民会館 305号室

○主催：自治体議会研究所

本セミナーは自治体議会研究所が主催する議員・議会職員の為の研修で、講師は三重県地方自治研究センター上席研究員 高沖秀宣先生の講義。

第一講 議員の資質向上

I. 議会の役割・機能

- 憲法93条に議事機関として設置する。→審議し、熟議する機関
合議制の住民代表機関であるから多様な「民意」の反映
- 議決機関としての議会の権能
 - ・地方自治法96条第1項の議決権
 - ・議決によって自治体の意思が決定⇒団体意思の決定機能。
- 首長その他の執行機関に対する監視機能を果たすこと
(決算認定、執行機関執行→議会の重要な機能) 憲法上の「二元代表制」
- 議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ政策形成機能を担う。
地方分権が進み、議会の政策形成機能の一層の發揮が求められる。

II. 議員の役割・資質

- 議員の役割…住民の「代表」についての明確な規定はないが、議会基本条例で規定している場合が多い。
- 議員力…市民の立場から様々な問題点や課題を解決するための能力（審議、監視、政策形成、政策立案など）
- 議会力…議会として市民の負託と信頼に応える意思決定機関としての能力（執行機関に対する監視機能、政策形成機能、政策立案機能）
- 議員に求められる資質
 - 特定の分野に関する高い専門的知見
 - 議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ政策形成機能を担う。
 - 地方分権が進みを的確に把握政策提言、政策立案、議会での意見集約、合意を得るための調整能力
 - 議員の専門性を高めるための研修を絶えず行う事が必要。

III. 「二元代表制」と「議会改革」

(1) 「二元代表制」について

国と違い与党・野党の関係は生じない。国会は機関協調主義で地方自治は機関競争（対立）主義だ。議会は首長の追認機関ではなく、立場や役割が異なり、これこそ二元代表制の意義である。

では、二元代表制は機能しているか？首長には強い権限を認めているが、議会の権限は限定的である。

自治体議会は首長優位のシステムに、二元代表制の立場から戦略を持って対抗していかなければならない。…議会として一丸となり意思表示。

これまでの「監視型」から「政策提案型」の議会に。

(2) 「議会改革」について

- ✧ 議会の役割を十分に發揮する事…議会力の強化
- ✧ 一人の意見は、議会の意見ではない。
- ✧ 議会の数だけ議会改革はある。
- ✧ 定数削減・議員報酬減額は議会改革ではない…行革の考え方を持込まない。
- ✧ 議会改革は二元代表制の実質化
- ✧ 改革度の基準として3つの柱（早稲田マニフェスト研究所）
 - ① 情報共有 ② 住民参加 ③ 議会機能強化

第二講 政務活動費活用策

I. 政務活動費とは何か

地方自治法の規定（第100条）によると「議員の調査研究その他の活動に資するため…）とあり、判例においても、その他は調査研究に付随する活動との見解である。つまり議会の議員の活動に含まないもの（政党活動、選挙活動、後援会活動、詩人としての活動）は対象にすることができない。

使途の透明性の確保は言うまでもない。

II. 政務活動費の適正な運用

- ① 使うことが目的ではない、何のために使うか
- ② 住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うべきか
- ③ 実費弁済を旨とする
- ④ 命令権者から行くのではない、議員が自発的に行うもの
- ⑤ 概算払いの預かり金である
- ⑥ 収支報告書と成果報告書を住民に示す
- ⑦ 議員活動に政務活動をどのように活用したか実績を示す

III. 政務活動費と政策立案

政務活動費を使い調査研究し政策を練り上げ、条例を提案する。

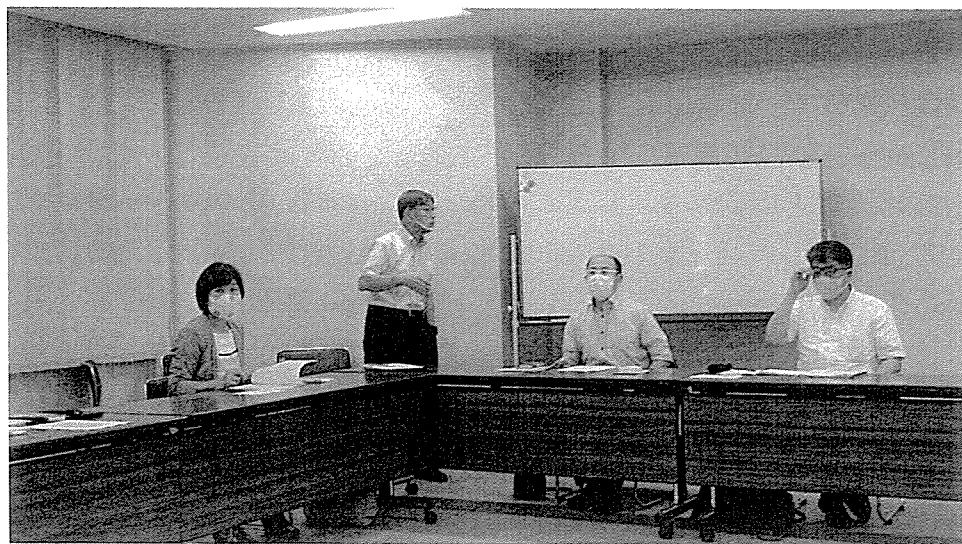
政策立案は課題を解決するための政策をまとめること。

《調査の視点》

- ① 何が問題か？
- ② 政策を開発し実施することで何か利益か？
- ③ どのようなアプローチをする必要？
- ④ そのアプローチは有効か？

IV. 政務活動費を巡る問題点

- ① 政務活動費を減額し、議員報酬を増額した議会がある。議員報酬から政務活動費を出すべきだとの意見か。
- ② 政務活動費の使用については議員の在り方や議会の在り方が厳しく問われていると認識すべき。
- ③ 第二の報酬ではなく政策立案・提言機能を發揮するべく使途を限定すべき
- ④ 最近の不適切な事例はほとんどが事務局で事前チェック可能だ



【所 感】

議員の資質向上と政務活動費活用策との研修である。

講師は、研修のなかで、議會議員が政策形成機能にあまり関心がなく機能が發揮されていない現実を指摘する。

その講義から、議員として職務及び行動を含め再認識をしたところである。

この指摘事項を念頭に、この所感の欄のなかのポイントの一部を記しておきたい。

はじめに、議員の職務の一つは、

首長その他の執行機関に対する監視機能を果たすこと（決算認定、執行機関執行→議会の重要な機能憲法上の「二元代表制」）

職務の二つ目に

議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ政策形成機能を担う。

職務の三つ目に

地方分権が進み、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められる事を環境。

議員は、資質及び資質向上に努める事。

一つにそれまでの経験の特定の分野に関する高い専門的知見を発揮すべきである。

二つ目に、議員の専門性を高めるための研修を絶えず行う事。

三つ目に議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ政策形成機能を担う事から、
地方分権が進みを的確に把握政策提言、政策立案、議会での意見集約、合意を得
るための調整能力を図る事。

次に二元代表制の追及として、

- ①住民に開かれ住民と共に歩む議会
- ②執行機関の追認機関からの脱皮
- ③自治体意思の決定機関の自覚
- ④執行機関への質問だけから議員同士の討議を中心とした議会運営
- ⑤戦略をもって政策提言できる議会
- ⑥これまでの「監視型」議会から「政策提言型」議会へ（政策議会）
- ⑦議会の役割を十分に発揮する事…議会力の強化
- ⑧一人の意見は、議会の意見ではない。議会の数だけ議会改革はあるとした認識。
- ⑨定数削減・議員報酬減額は議会改革ではない…行革の考え方を持込まない。

再認識し、再構築を図るためにも原点戻りできた有意義な研修であった。